制定 2003 年 9 月 1 日 改正 2006 年 1 月 20 日 2007 年 6 月 8 日 2008 年 6 月 6 日 2011 年 8 月 19 日 2011 年 9 月 16 日 2013 年 9 月 20 日 2015 年 1 月 16 日 2023 年 1 月 20 日

# 特定非営利活動法人耐震総合安全機構定款 施行細則

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、定款第48条に基づき、特定非営利活動法人耐震総合安全機構(以下「JASO」と言う。)の運営に関し必要な事項を定める。

#### 第2章 会員

(入会)

- 第2条 JASO の正会員になろうとするものは、入会申込書(個人にあっては入退会 様式1により、法人 にあっては入退会 様式2)に必要事項を記載して提出、総務委員会はこれを審査の上、理事会に付議 する。
  - 2. JASO の正会員である法人は、入会申込書(入退会 様式2)の法人が届ける個人(1口につき2名まで)を記載することにより、当該法人に所属する特定の個人を定款第6条第1項(2)の法人指定会員として登録することができる。
  - 3. JASO の正会員である法人が、その指定会員を変更する場合は、法人指定会員変更届(入退会 様式 3) に必要事項を記載し届出るものとする。
  - 4. JASO の賛助会員になろうとするものは、入会申込書(個人にあっては入退会 様式1により、法人 にあっては入退会 様式2) に必要事項を記載して提出、総務委員会はこれを審査の上、理事会に付 議する。

#### (JASO シニア会員、Web 正会員及び育成賛助会員)

- 第2条の2 定款第6条(1)に定める正会員の中に、JASOシニア会員及びWeb正会員を設けるとともに、 定款第6条(4)に定める賛助会員の中に、育成賛助会員を設ける。
  - 2. JASO シニア会員は、正会員として 10 年以上経た者で、これまでの正会員としての経験を活かして、会員にアドバイス・指針を示す立場のものとする。本人の申出、又は会員の推薦がある場合は申込書(様式 6) に必要事項を記載して提出、総務委員会はこれを審査の上、理事会に付議する。
  - 3. Web 正会員は、原則として本部・支部での活動参加が地理的に困難な地方在住の者を対象とする。
  - 4. 育成賛助会員は、JASO の活動に関心があり将来正会員になろうとする者、又はこれまで耐震化支援活動経験の無い技術者、学生等で、耐震化技術の取得を目指す者とする。
  - 5. 上記は個人を対象とする。

#### (特別会員)

- 第3条 定款第6条(3)に定める特別会員は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、3名以上の会員が推薦する者について、理事会で承認を得たうえで理事長が入会を要請する。なお、本人が現に JASOの正会員である場合は、特別会員となった後も、正会員としての権利を有するものとする。
  - ① JASO の創設、又は発展に多大な功績があった者
  - ② JASO の活動に関し、特別な貢献を為した者
  - ③ 建築物の総合耐震性能の向上に対し、特別な技術的、学問的な貢献を為した者
  - ④ 建築あるいは地震等に係わる団体で、JASOの活動を理解し支援するものの代表者、又は代表者であった者

#### (入会金及び会費)

第4条 定款第8条に定める入会金及び会費の額は、次によるものとする。

	入 会 金	会 費
正会員 (個人)	5,000円	20,000円/年
正会員(法人)	100,000円/口	50,000円/口・年
法人指定会員		注) 20,000円/年
JASO シニア会員		5,000円/年
Web 正会員	5,000円	12,000円/年
特別会員		
賛助会員 (個人)		5,000円/年
賛助会員(法人/1口)		20,000円/年
育成賛助会員		5,000円/年

- 注) 法人指定会員の会費は、法人一口につき2名までは0円、3人目から20,000円/人・年とする。
- 2. 会費は、原則として毎年4月に全額を納入するものとする。ただし、年度の途中で入会した場合は、9月末日までに入会した者は全額を、10月1日以降に入会した者は半額を入会した月に納入するものとする。
- 3. 法人指定会員から個人正会員となる場合は入会金の納入は要しない。
- 4. 既に会員である者が、第1項の表のいずれかの会員に移行した場合の入会金及び会費は、移行した翌年度の4月から適用する。

## (退会)

第5条 会員が退会する場合は、会員又はその代理人が退会届(個人にあっては入退会 様式4により、 法人にあっては入退会 様式5)に必要事項を記載して提出するものとする。

# 第3章 組織

(支部)

- 第6条 近畿地域及び東海地域における活動組織として、それぞれの地域に支部をおく。
  - 2. 支部長は、それぞれの地域に居住する理事のうちから、理事会において選任する。
  - 3. 支部の運営を行う機関として、支部長の下に支部運営委員会をおく。
  - 4. 支部運営委員会の委員は、支部長が理事長にはかって選任し、理事会に報告する。

#### (運営執行委員会)

- 第7条 JASO を運営するため、理事会のもとに運営執行委員会を置く。
  - 2. 運営執行委員会は、理事長、副理事長、次条に定める各常設委員会の長、第11条に定める耐震化支援事業部長、常務理事、及び必要に応じその他の理事、又は会員にて構成し、その長は理事長とする。
  - 3. 運営執行委員会の任務は、以下の各号に定めるところによる。
    - ① JASO の活動・運営に関すること
    - ② 事業計画案の作成に関すること
    - ③ 他団体との連携・協力に関すること
    - ④ 支部活動の支援に関すること
    - ⑤ 会員の拡大・振興に関すること
    - ⑥ 会員サービスに関すること
    - ⑦ 賛助会員の活動支援に関すること
    - ⑧ その他、他の委員会に属さない活動に関すること

# (常設委員会)

- 第8条 JASO の会務を執行、又は事業を実施するため以下の常設委員会を置く。
  - 総務委員会
  - ② 技術情報委員会

- ③ 広報委員会
- ④ 教育·研修委員会
- 2. 前項各号に掲げる委員会の任務はそれぞれ次に定めるところによる。
  - 総務委員会
    - JASO の運営に係る諸規定の整備、改廃に関すること
    - 活動予算案の作成及び執行管理、決算書の作成等の財務に関すること
    - 特別委員会、研究会等の改廃に関すること
    - 会員情報(技術能力に関する情報を含む)の収集及び管理に関すること
    - 会員の入退会に関すること
    - その他、他の委員会に属さない JASO の管理に関すること
  - ② 技術情報委員会
    - 耐震総合安全性の技術研究、及び研究体制に関すること
    - 推奨品の審査、認定に関すること
    - 地震関連情報データベースの管理運営に関すること
  - ③ 広報委員会
    - 耐震総合安全性の普及に係る情報の発信に関すること(教育・研修委員会の所管事項を除く)
    - ホームページおよびクラウド環境の管理運営に関すること
    - 会報の発行に関すること
    - その他、JASO の情報発信及び広報に関すること
  - ④ 教育·研修委員会
    - 耐震総合安全性に係る普及啓発に関すること(広報委員会の所管事項を除く。)
    - 会員の資質向上のための講習会、見学会等の開催に関すること
    - 会員間の交流、他団体との連携等を図るための事業、イベント等の開催に関すること
    - 自治体及び他の団体等からの依頼による講習会等の開催に関すること(講師の派遣を含む)
- 3. 委員会の長は、理事の中から理事長が任命する。
- 4. 委員会の委員は、理事長が委員長の意見を聞いて委嘱し、理事会に報告する。
- 5. 委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6. 各委員会は、その任務を遂行するために必要と認めるときは、作業部会を設置することができる。 その場合、業務の内容と設置期間を明かにして理事会に報告するものとする。
- 7. 委員長は毎年度末、委員会・研究会年度活動計画・報告票(委員会 様式1)に活動報告、及び次年度活動計画を記載し提出するものとする。

#### (特別委員会、研究会)

- 第9条 総合耐震安全性に関する技術の調査研究及び開発のため、目的と期間(原則として2年間)を 定めた特別委員会を設けることができる。
- 2. 前項の他に、会員の自主的な耐震総合安全性に関する研究を目的とする、研究会を設けることが出来る。
- 3. 新たな特別委員会の設置については、理事会の承認を得なければならない。
- 4. 新たに特別委員会、研究会を設けようとする者は、委員会・研究会年度活動計画・報告票(委員会様式1)に必要事項を記載し、総務委員会に提出するものとする。
- 5. 前項により提出された委員会・研究会年度活動計画・報告票(委員会 様式1)は、活動費等については総務委員会の、活動内容については技術情報委員会の審査の後、理事会に付議する。
- 6. 特別委員会・研究会の長は、当該研究会等が存続する間、毎年度末に委員会・研究会年度活動計画・報告票(委員会 様式1)に活動報告、及び次年度活動計画を記載し提出するものとする。
- 7. 特別委員会の長は、理事長が任命する。
- 8. 委員は、理事長が委員長の意見を聞いて委嘱し、理事会に報告する。
- 9. 委員の任期は、特別委員会にあっては2年間とする。ただし、再任を妨げない。

# (JASO 協力会)

第10条 JASO の活動に協力・支援することを目的とし、法人正会員・法人賛助会員で構成する JASO

協力会を設ける。

- 2. JASO 協力会の組織・運営は、JASO 協力会が定める会則による。
- 3. JASO と JASO 協力会との連携を図るため、JASO 協力会担当理事を置く。

#### (耐震化支援事業部)

- 第11条 地方公共団体からの受託に基づいて行う耐震化支援事業、及びその他の耐震化を推進するための受託事業を実施するため、耐震化支援事業部を置く。
  - 2. 耐震化支援事業部の長は理事の中から理事長が任命する。
  - 3. 第1項前段の事業を実施するため、会員のうち別に定める資格規程に適合する者で、事業部長が認める者を建築耐震アドバイザーとし、その氏名、専門技術分野等を登録簿に登載する。
  - 4. 耐震化支援事業の適切な実施、耐震アドバイザーの情報交換及び技術向上を図るために、アドバイザー会議を設ける。
  - 5. アドバイザー会議の議長は耐震化支援事業部長が任命する。
  - 6. 事業部の業務を円滑に行うため、事業部長、部長の補佐役、アドバイザー会議の議長、第 12 条から 14 条に定める各会の長、及び建築・構造・設備の各担当者連絡会幹事からなる事業管理会議を設ける。

#### (簡易診断審査会)

- 第12条 地方公共団体からの受託又は管理組合等の依頼に基づいて行う簡易診断について診断内容を 審査する為、耐震化支援事業部内に簡易診断審査会を置く。
  - 2. 地方公共団体又は依頼者への簡易耐震診断結果の報告は、簡易診断審査会の承認を得なければならない。
  - 3. 簡易診断審査会の委員は、耐震化支援事業部長より任命された建築、構造、設備それぞれを専門とする会員により構成し、その長は構造担当委員が務める。
  - 4. 簡易診断審査会には、案件の必要に応じ他の者を加えることができる。

#### (耐震診断業務契約審査会)

- 第13条 耐震診断業務その他業務(契約額が1件100万円以下のものを除く)を受託する場合、その 事業計画、見積価格、契約内容等を事前に審査するため、耐震化支援事業部内に耐震診断業務契約 審査会を置く。
- 2. 耐震診断業務契約の締結は、耐震診断業務契約審査会の承認を得なければならない。
- 3. 耐震診断業務契約審査会の委員は常務理事と、建築、構造、設備それぞれを専門とする会員により構成し、その長は耐震化支援事業部長が任命する。
- 4. 耐震診断業務契約審査会の審査を経た契約案件は、理事長及び事業部長の確認を得た上で契約する ことができる。ただし、契約した案件については、その契約後直近の理事会にその旨を報告するも のとする。
- 5. 耐震診断業務契約審査会には、案件の必要に応じ他の者を加えることができる。

#### (耐震改修計画審査会)

- 第14条 東京都の沿道対象建築物の耐震化支援業務、及びマンション耐震化推進サポート業務に関する協定に基づき作成される耐震改修計画案の内容確認を行うため、耐震化支援事業部内に耐震改修計画審査会を置く。
  - 2. 前項の業務を行う目的で耐震改修計画案を作成する者は、計画案の提出前に耐震改修計画審査会の審査を受けるものとする。
  - 3. 耐震改修計画審査会は、第1項の目的のほか以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
    - ①JASO が受託した耐震精密診断について、適切な業務実施、負担軽減のため、診断実施担当者から申し入れのあった診断方針(現地調査・診断方針・スケジュール等)等の協議・助言。
    - ②耐震改修計画策定業務に取り組むアドバイザー等に対する、相談対応・情報提供・業務支援など の、総合的な支援。
  - 4. 耐震改修計画審査会の委員及びその長は、耐震化支援事業部長より任命された会員により構成し、

構造担当者複数名、建築担当者及び設備担当者とする。

- 5. 耐震改修計画審査会には、必要に応じ他の者を加えることができる。
- 6. 精密診断業務の実施者は、契約締結後から現地調査結果が明らかになった時までの間に、当該業務の実施方針を耐震改修計画審査会に諮るものとする。

# (木造耐震診断審査会)

- 第15条 JASO が受託する木造建築物の耐震診断業務の内、評定を受けない物件について、診断内容 を確認するため、耐震化支援事業部内に木造耐震診断審査会を置く。
  - 2. 依頼者への耐震診断結果の報告は、木造耐震診断審査会の承認を得なければならない。
  - 3. 木造耐震診断審査会の委員及びその長は、耐震化支援事業部長より任命された会員とする。
  - 4. 木造耐震診断審査会には、必要に応じ他の者を加えることができる。

#### 第4章 耐震判定委員会

(判定会議)

- 第16条 建築物の耐震診断、耐震改修設計及び総合安全性に係る製品等の評価・判定を行う機関として、判定会議をおく。
  - 2. 判定会議の議長は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
  - 3. 判定会議の評定委員は、議長の意見を聴き理事長が委嘱する。
  - 4. 判定会議設置規程は別に定める。

#### (判定部)

- 第17条 判定会議の事務を処理するため、JASO事務局に判定部を置く。
  - 2. 判定部の事務は、理事会の議を経て理事長が理事の中から任命する判定部長が管理する。
  - 3. 判定部の会計を処理するため、独立の特別会計を設けることが出来る。
  - 4. 判定部の事務に携る者は、判定会議の事務の運営に支障を来たさない限りにおいて、別の事務を行うことができる。
  - 5. 判定部の事務に携る者は、判定会議の判定委員にはなれない。

# 第5章 事業計画及び活動予算

(計画、予算)

- 第18条 事業計画及びこれに伴う活動予算は、年度毎理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない
  - 2. 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算に予備費を設けることが出来る。
  - 3. 事業計画又は予算について議決後にやむをえない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、計画の変更、予算の追加又は更正をすることが出来る。
  - 4. 理事会で承認された事業計画、活動予算は直近の総会に報告しなければならない。

## (暫定予算)

- 第19条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出する事ができる。
  - 2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

# 第6章 業務の執行等

## (常務理事の権限)

- 第20条 常務理事はJASOの運営に関する通常の業務のほか、次の業務を行うことができる。
  - (1) 予算の範囲内で行う1件50万円以下の物品の購入および業務の委託等。
  - (2) 耐震化支援事業部長の同意を得て行う1件100万円以下の耐震診断業務等の事業の受託。
  - (3) 受託した耐震診断業務に係る調査業務の委託。
  - (4)他の団体等が行う行事その他に対する後援、協賛等の承諾。
  - (5) その他理事会の議決により委任された業務、及び特に緊急に処理すべき業務。

2. 常務理事は前項に基づいて実施した業務については(1)及び(3)に掲げるものを除き、実施後の直近の理事会に報告するものとする。

## (講習会、セミナー等の実施)

- 第21条 総合耐震安全性に関する知識及び技術の普及を目的とする JASO 主催(共催を含む)の講習会、セミナー等の企画・実施は教育・研修委員会が行う。
  - 2. 前項の講習会、セミナー等を実施する場合は、事前に計画書、予算書を運営執行委員会に提出しその審査を経て理事会の承認を得る。
  - 3. 講習会、セミナー等の実施後は、その結果を理事会に報告する。

# (講演、原稿執筆依頼への対応)

- 第22条 他団体から JASO へ講演、原稿執筆依頼等があった場合は、運営執行委員会にてその対応 を審議、担当者を選定し、直近の理事会に報告する。
  - 2. 緊急を要する場合は、常務理事が担当者の選定を行い、直近の運営執行委員会及び理事会に報告する。

# (事業計画・予算に見込まれていない事業の実施)

- 第23条 第18条による事業計画、又は活動予算に見込まれていない事業を行う場合は、事業計画書、 事業予算書(見積書等)を運営執行委員会に提出し、その審査を経て理事会の承認を得なければ ならない。
  - 2. 前項の事業費が予備費を上回る場合は、総務委員会が年度活動予算の見直しを行い、理事会の承認を得なければならない。

#### (業務に係る報酬)

- 第24条 JASO の目的を達成するために必要な活動、及び JASO の組織維持に必要な活動に関し支払う報酬は、別に定める。
  - 2. 耐震化支援事業に係る報酬は、別に定める。

## (個人情報等保護)

第25条 個人情報保護等、JASO の活動における情報の管理については、別に定める。

### (発信情報の確認)

第26条 JASO が対外的に発信する情報(出版物、配布用リーフレット、会報、ホームページ内記事等全てを対象とする)は、その内容を JASO として確認するため、持ち回りにより本情報作成に係わらない複数の理事による事前査読を行う。ただし、広報委員長の承認を得てホームページに掲載する記事については、この限りではない。

# 第7章 補則

## (委任)

第29条 この細則に定めるもののほか JASO の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

#### (施行目)

第30条 この細則は、理事会にて承認を得た日より施行する。